

事務連絡
令和8年9月15日

国土交通省大臣官房危機管理官 殿

農林水産省消費・安全局
植物防疫課防疫対策室長
動物衛生課国際衛生対策室長

中秋節、国慶節及び愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会期間における
動植物検疫の徹底について（協力依頼）

日頃から動植物検疫に多大な御協力をいただき、感謝申し上げます。

アジア諸国では、ミカンコミバエ種群をはじめとしたミバエ類の発生が続いております。また、家畜の伝染性疾病についても、アフリカ豚熱の発生の継続や、これまでアジアで発生が確認されていなかったタイプの口蹄疫の発生のほか、韓国においては、本年7月にランピースキン病の発生が報告されて以来継続的に発生が報告されています。

これからアジア諸国において、中秋節（9月25日）及び国慶節（10月1日）を迎えることに加え、同時期に日本において、アジア競技大会（9月19日～10月4日）及びアジアパラ競技大会（10月18日～24日）の開催が予定され、アジア地域を中心に人や物の動きが一層活発になることが見込まれることから、水際での動植物検疫による対策がより重要となるものと認識しております。

これらの期間において、植物防疫所及び動物検疫所では、入国者に対する植物・畜産物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしています。

貴省におかれましては、今後も円滑に動植物検疫措置を実施するため、下記について御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 以下ウェブサイトの解説、動画、リーフレット等を参照の上、貴省内の関係部局、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者等の関係団体に動植物検疫に関する情報を周知すること。
- 2 旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者等の関係団体に対して、以下のウェブサイトを案内いただき、機内・船舶内アナウンスに関する情報を提供すること。

航空会社、船舶会社、空港・港湾管理者の皆様へ

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet/pa.html>

- 3 船舶会社に対して、乗客が自転車や自動車等を船舶へ搭載する際に、タイヤを洗浄し土や泥を落とすように呼びかけを行ってほしい旨について、周知すること。
- 4 旅行会社等を通じて訪日外国人、日本人旅行者に対し海外から日本へ果物・植物類や肉製品の持込みができないことについて、周知すること。

(参考1) 情報発信資材

- 動植物検疫の紹介「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」
<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaginfo/index.html>
- 動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html
- 動画「日本の植物検疫に関するお知らせ」 ※多言語対応
<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/movie/index.html>
- 動物検疫所リーフレット
<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#messages-to-you>
- 動物検疫所ポスター
<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#posters>
- 植物防疫所 HP「植物検疫のお知らせ」 ※多言語対応
<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/languages.html>
- よくあるご質問
(植物防疫所) <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>
(動物検疫所) https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html
- 情報発信の例
植物の病虫害や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持込みを厳しく制限しています。

持込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込みには、輸出国政府機関が発行した植物検疫証明書が必要です。
肉・肉製品の持込みは禁止されています。
これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込みには、罰則（最大3年の拘禁刑又は最大300万円（法人は最大5,000万円）の罰金）が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省のウェブサイトを確認ください。

https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

（参考 2）家畜伝染病予防法の改正

- 家畜伝染病予防法の改正（令和 8 年）について

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/kaisei_kakuron/kaisei-r8.html

- 日本国内で外国食材を販売する事業者の方へ

https://www.maff.go.jp/aqs/topix/for_foodstore.html

以上